

第七十九回 貴族院 國民貯蓄組合法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和十七年一月二十四日(土曜日)午前十時九分開會

○委員長(侯爵橋本實斐君) ソレデハ只今カラ昨日ニ引續キマシテ國民貯蓄組合法中改正法律案ノ特別委員會ヲ繼續致シマス、

改正法律案ノ特別委員會ヲ繼續致シマス、

昨日熱心ニ御検討ヲ願ヒマシテ、大體御質疑モ出タノデゴザイマスガ、尙御質疑ガゴザ

イマスレバ、此ノ際御繼續ヲ願ヒタイト思ヒマス、昨日ハ一應本委員會ニ課セラレテ居リマスル四件ニ付キマシテ大體ノ御質疑

ドレデモ御質疑ガ残ツテ居ル分ノ御繼續ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレニ先チマシテ政府カラ何カ御發言ガゴザイマスレバドウ

○政府委員(氏家武君) 昨日大河内委員カ

ラ今回國民貯蓄組合ガ斡旋スル貯蓄ノ中ニ加ヘルコトニナリマシタ地方債又ハ社債ノ買入ニ付キマシテ、命令ヲ以テドウ云フコト

更ニ十錢トカ、十五錢ト云ツタヤウナ行キシクハ一錢五厘程度ノ手數料ト致シタイ、

方デ行キタイト存ジマスガ、金額ガズット上ルニ從ヒマシテ、大體百圓ニ付一錢程度、若

○政府委員(氏家武君) 昨日大河内委員カ

ラ今回國民貯蓄組合ガ斡旋スル貯蓄ノ中ニ加ヘルコトニナリマシタ地方債又ハ社債ノ買入ニ付キマシテ、命令ヲ以テドウ云フコト

更ニ十萬圓、五十萬圓、百萬圓ト云フヤウニ上ルニ從ツテ一錢ヲ段階的ニ落シ、八厘、五厘、三厘ト云ツタヤウニ致シタイ、大體此

年以内ニ發行セラレタルモノト云フ制限デ行カウト思ヒマス、ソレカラ社債ノ方ニ付

○子爵大河内輝耕君 只今御答辯ガゴザイ

マシテ、大變能ク分リマシタ、就テハ此ノ

規定スルカト云フ御尋ガアリマシタ、地

方債ノ方ニ付キマシテハ其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セラレタルモノト云フ制限デ行カウト思ヒマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 最後ノ一年以

内ト云フ修飾ハ全部ニ附イテ居ルノデゴザ

イマスカ

○政府委員(氏家武君) 左様デゴザイマス

○政府委員(田中豊君) 昨日社債ノ登録手

數料ノコトニ關シマシテ大河内委員ノ御尋

ガゴザイマシタノデアリマス、何分新シイ

制度デドノ程度ノ將來利用ガアルカト云

フコトニ對スル見透シモ確ト致シマセヌ爲ニ、手數料モナカノ決メルノニ困難デゴ

ザイマスガ、根本的ノ考ヘ方ト致シマシテハ、登録ノ手數ニ要スル實費ヲ辨償スルト

云フ處ヲ能ク研究シマシテ、手數料ヲ定メタイト思ヒマス、サウ云フ方法デ只今一應考ヘテ居リマス案ハ、極ク小額ノ百圓、二

百圓、千圓位ナ登録、是等ニ對シマシテハ、

一件十錢トカ、十五錢ト云ツタヤウナ行キ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 御異議ナイヤ

ウデアリマスカラ、大河内子爵ノ御希望ニ副ヒ、事務局ト相談致シマシテ、其ノヤウニ取計ラフヤウニ致シマス

令ノ内容ト、又命令ノ内容トヲ御提出ニナッテ居リマス、ソレカラ國民貯蓄組合法案ニ付キマシテハ、只今説明サレタ國民貯蓄組合法ノ施行規則案ヲ提出ニナッテ居リマス、付キマシテハ、只今説明サレタ國民貯蓄組合法ノ施行規則案ヲ提出ニナッテ居リマス、

是ハ時間ヲ節約スル爲ニ、委員長ノ御許可ヲ得テ速記録ノ末尾ニ載セテ戴キタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスカ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 皆サンニ此ノ際御諸リ致シマスガ、御聽キノ通り大河内子爵カラ政府ヨリ提出ノ資料ヲ速記録ノ末ニ載セタイ、斯ウ云フ御要求ガゴザイマシタガ、許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌ

○村上恭一君 モウ一つ伺ヒタイ、矢張リ

社債等登録法案ニ付テデアリマスガ、主務大臣ガ登録事務ニ關シテ登録機關ヲ監督スルト云フコトニナッテ居リマスガ、此ノコトハ私ハ昨日モ御尋ネシタ所デアリマス、

タガ、許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌ

○村上恭一君 社債等登録法案ニ付テデアリマスガ、本文ノ方ハ一應了解致シマシタガ、附則ノ第二項ニ有價證券移轉税法第三條中ノ一部改正ガアリマス、是ハドウ云フ意味デアリマスカ、此ノ改正ヲ加ヘラレル

本條ノ、現行規定ガ示サレテ居リマセヌカ

ス、是ダケデハ分リマセヌノデ、分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(田中豊君) 現在有價證券移轉税法ハ有價證券ノ移轉ガアッタ云フコトヲ捉ヘマシテ課税スルコトニナッテ居リマス、所デ社債ノ登録法ヲ施行シマス結果、

債等登録法案ニ付キマシテハ、登録法ノ要綱ヲ提出サレテ居リマス、社債等登録法案ニ付キマシテハ、登録法ノ要綱ヲ提出サレテ居リマス

登録致シマシタ社債ニ付キマシテハ、登録原簿ニ依ツテ移轉ガ第三者ニ對抗スルコトニナッテ居リマスノデ、ソレヲ以テ移轉ト看

做シテ、證券ノ移轉ト同様ニ有價證券移轉税ヲ課スル、斯ウ云フ趣旨デ改正致シタノ

デアリマス

○政府委員(田中豊君) 御質問ノ本制度ヲ施行シ、登録機關ヲ監督スル上ニ於テ、定期

員其ノ他ノ豫算ノ增加ヲ取ツテ居ルカト云フ御話ゴザイマスガ、本件ニ關シマシテ

シテ如何デアリマスカ、大藏當局ニ於テハ左様ナ意思ハ持タスト云フコトノ言明ヲ得ラレマスレバ誠ニ仕合デアリマス

○政府委員(田中豊君) 御質問ノ本制度ヲ

施行シ、登録機關ヲ監督スル上ニ於テ、定期

員其ノ他ノ豫算ノ增加ヲ取ツテ居ルカト云

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

ス、所デ社債ノ登録法ヲ執行シマセヌ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御質疑ハ
ヤウデゴザイマスガ、之ヲ以テ議題ノ四件
ニ付キマシテ、此ノ際質疑ヲ打切りマシテ
御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵橋本實斐君) 御異議ナイヤ
ウデアリマス、然ラバ之ヲ以テ國民貯蓄組
合法中改正法律案外三件ノ質疑ヲ打切りマ
シテ、直チニ討論ニ入りタイト存ジマス、
此ノ際法案ハ大藏省關係三件及ビ厚生省關
係一件トナツテ居リマス、討論ノ及ビノ更宜

上、先づ國民貯蓄組合法中改正法律案外二
件ノ大藏省關係ヲ議題ト致シマシテ、御意
見ガゴザイマスレバ、御發議ヲ願ヒマス

○子爵大河内輝耕君 私ハ此ノ三槻ニ對

シマシテ賛成ハ意云表シタレト存シマス
第一ノ稅務代理士法案是ハ稅制度方益、複

雜ヲ加ヘテ參リマス今日斯ウ云フ業者ノ發生

アルノハ當然ノコトアリ、殊ニサウエア

テ相當程度ノ監督ヲ加ヘルコトガ必要グラ
ウト思ヒマス、即チ特宜ニ適シタ法案ダト

存ジマス、尙次ノ社債等登録法案、是モ今

日ノ時勢ニ鑑ミテ資金ノ蓄積、金融機關資

リマスコトニ付テハ缺クベカラザル制度デ
シノニミジツ未ニ至ル開港ニシテ

アルカト有シマス、殊ニ税法ノ關係等ガテ申シマシテモ、多少ナリトモ之ニ依ッテ税

ノ緩和ヲ得ルト云フコトニナレバ、金額ノ
多少ニ拘ラズ、ソノハ投資ヲツテ居レ皆ニ

對シテ、政府ガソレダケノ良イコトヲシタ

コトヲ見テヤルト云フ 点カラ言シテモ甚ダ
好マシイ制度ト存ジマス、尙國民貯蓄組合
法案モ、是モ國民貯蓄ノ増強ヲ圖ル爲ニハ

ト云フコトヘ必要ナコトデアラウト思ヒマシテ、殊ニ只今ノ御説明ニ依リマシテ、地方債ニセヨ、社債ニセヨ、最モ確實ナモノヲ以テ之ニ當テルト云フ方針ヲ堅持サレテ居ルヤウニ見受ケラレマス、又此ノ免稅點ノ範圍ヲ多少引上ガラレルト云フヤウナコトニ付キマシテモ、是モ今日ノ時勢、誠ニ然ルベキ處置ダラウト存ジマス、斯様ナ理由ニ依リマシテ此ノ三案ハ此ノ際可決ズベキモノト致シタイト存ジマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ハアリマセヌカ——ソレデヘ此ノ三案ニ付キマシテハ御發言ナイモノト認メマス、次ニ厚生省關係ノ簡易生命保険法中改正法律案、之ヲ討論ノ議題ニ供シマス

○村上恭一君 此ノ簡易生命保険法中改正法律案ハ大體ニ於テハ簡單ナモノデゴザイマス、即チ保険金額ヲ増加スル、ソレカラ生命保険ノ、成人保険ノ範圍ヲ廣クシテ、ソレカラ保険金ノ受取人ニ關スル規定ヲ明確ニスルト云フコトデアリマス、總テ此ノ簡易生命保険事業ノ發展ヲ企圖スル上ニ於テ適當ナ改正デアラウト思ヒマス、唯簡易生命保険ノ發達ヲ促スニ伴ヒマシテ、常ニ懸念スペキコトハ、之ニ依テ民營ノ保険事業ヲ壓迫スルト云フ點デアルト思ヒマスル、是ハ元來競爭的ナ立場ニアルモノデアリマスルカラ、結局ニ於テハ已ムヲ得ナイコトトハ思ヒマスル、一方ノ簡易生命保険事業ガ發達スレバスル程、之ニ件ツテ他方ノ民間ノ保険事業ヲ壓迫スルト云ルケレドモ、併シ一方政府ノ事業ガ他方民間ノ正當ナ業務ヲ不當ニ壓迫シテハナラヌ

ト云フコトハ必要ナコトデアラウト思ヒマシテ、殊ニ只今ノ御説明ニ依リマシテ、地方債ニセヨ、社債ニセヨ、最モ確實ナモノヲ以テ之ニ當テルト云フ方針ヲ堅持サレテ居ルヤウニ見受ケラレマス、又此ノ免稅點ノ範圍ヲ多少引上ゲラレルト云フヤウナコトニ付キマシテモ、是モ今日ノ時勢、誠ニ然ルベキ處置グラウト存ジマス、斯様ナ理由ニ依リマシテ此ノ三案ハ此ノ際可決スペキモノト致シタイト存ジマス

○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ハアリマセヌカ——ソレデハ此ノ三案ニ付キマシテハ御發言ナイモノト認メマス、次ニ厚生省關係ノ簡易生命保険法中改正法律案、之ヲ討論ノ議題ニ供シマス

○村上恭一著此ノ簡易生命保険法中西正法律案ハ大體ニ於テハ簡単ナモノデゴザイ

マス、即チ保険金額ヲ増加スル、ソレカラ

生命保険ノ 成人保険ノ 範囲ヲ廣クシテ
ソレカラ保険金ノ受取人ニ關スル規定ヲ明

確ニスルト云フコトデアリマス、總テ此ノ簡易生命保険事業ノ發展ヲ全圖スレ土ニ於

簡易生命保険事務の發展と企圖ノハニ於テ適當ナ改正デアラウト思ヒマス、唯簡易

生命保険ノ發達ヲ促スニ伴ヒマシテ、常ニ懸念スペキコトハ、之ニ依ツテ民營ノ保険

事業ヲ壓迫スルト云フ點デアルト思ヒマ

スル、是ハ元來競争的ナ立場ニアルモノ
デアリマスルカラ、結局ニ於テハ已ムヲ得

ナイコトトハ思ヒマスル、一方ノ簡易生
命保険事業が後輩へイバナン呈、ニニ半ツ

合併險事業力發達不以ハカル程之三件、
テ他方ノ民間ノ保險事業ヲ壓迫スルト云

フコトハ已ムヲ得ナイコトデ ハアリマス
ルケレドモ、併シ一方政府ノ事業ガ他方民
間ノ正當ナ業務ヲ不當ニ壓迫シテハナラヌ

ノデアリマスカラ、其ノ點ニ付キマシテハ
簡易生命保険事業ニ當局者ニ於テ深甚ナル
考慮ヲ拂ハレテ然ルベキモノト思ヒマス
ル、デ其ノ事ニ付キマシテ、今回ノ改正ニ
觸レテモ考へ得ラレマスルコトハ、保險
金額ノ増加ト云フ點ニアリマスルガ、是ハ
昨日政府委員ノ御答辯ノ中ニモアリマシタ
民間ノ事業ニモ、今迄ヨリモ幾分カ多クノ
影響ヲ及ボスコトニナルデアラウト云フコ
トデハアリマスガ、ドウモソレハ已ムヲ得
ナイコトデハアリマスガ、ソコニ運用上ノ
御注意ヲ願ヒタイノデアリマス、サウシテ
其ノ事ニ關係シテ特ニ申上ゲタイノハ、昨
日黒田委員カラ御質問ニナツカコトデアリマ
スガ、法律ニ於キマシテハ、被保險者ガ同
一人デアリマシテ、之ガ爲ニ數箇ノ保険契
約ヲ併セ爲シタル場合ニ於テハ、其ノ保険
金額ノ合計額ガ、現在デハ七百圓、改正後
ハ一千圓ヲ超過シテハナラスト云フノデア
リマス、是ハ簡易生命保険ノ事務當局ニ於
テハ分リ悪イコトデハアリマセウ、分レバ
修正スルト云フ政府委員ノ御答辯デアリマ
ス、ソレハ無論サウデアリマセウ、併シナ
ガラ終始終ニ分ラズニシマウト云フ場合ガ
アリ得ルト云フコトデアリマス、相當ニ注
意シテ居ツテモ分ラナイナラバ已ムヲ得ナ
イト云フコトニナリマス、ドウカソニハ
更ニ一層ノ御注意ヲ煩シタイト思ヒマス、又
簡易生命保険ニ於ケル加入ノ募集デアリマ
ス、是モ相當ナ方法ニ於テスベキコトハ當
然デアリマスルガ、世間ノ實際ヲ見マスル
ト、各郵便局ノ局員ガ加入ヲ募集スルコト
ニ頗ル熱心デアリマス、時ニハ度外レニ熱

ノデアリマスカラ、其ノ點ニ付キマシテハ簡易生命保険事業ノ當局者ニ於テ深甚ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキモノト思ヒマスル、デ其ノ事ニ付キマシテ、今回ノ改正ニ觸レテモ考へ得ラレマスルコトハ、保險金額ノ増加ト云フ點デアリマスルガ、是ハ昨日政府委員ノ御答辯ノ中ニモアリマシタ民間ノ事業ニモ、今迄ヨリモ幾分カ多クノ影響ヲ及ボスコトニアルデアラウト云フコトデハアリマスガ、ドウモゾレハ已ムヲ得ナイコトデハアリマスガ、ソコニ運用上ノ御注意ヲ願ヒタイノデアリマス、サウシテ其ノ事ニ關係シテ特ニ申上ゲタイノハ、昨日黒田委員カラ御質問ニナッタコトデアリマスガ、法律ニ於キマシテハ、被保險者ガ同人デアリマシテ、之ガ爲ニ數箇ノ保険契約ヲ併セ爲シタル場合ニ於テハ、其ノ保險金額ノ合計額ガ、現在デハ七百圓、改正後ハ一千圓ヲ超過シテハナラスト云フノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ動モスレバ、或ハ屢々此ノ制限ヲ破ッタ實例ガアルヤウデアリマス、是ハ簡易生命保険ノ事務當局ニ於テハ分リ惡イコトニアリマセウ、分レバ修正スルト云フ政府委員ノ御答辯デアリマス、ソレハ無論サウデアリマセウ、併シナガラ終始終ニ分ラズニシマウト云フ場合ガアリ得ルト云フコトデアリマス、相當ニ注意シテ居ツテモ分ラナイナラバ已ムヲ得ナイト云フコトニアリマス、ドウカソコニハ然デアリマスルガ、世間ノ實際ヲ見マスルト、各郵便局ノ局員ガ加入ヲ募集デアリマス、是モ相當ナ方法ニ於テスベキコトハ當ニ頗ル熱心デアリマス、時ニハ度外レニ熱

ノデアリマスカラ、其ノ點ニ付キマシテハ簡易生命保険事業ノ當局者ニ於テ深甚ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキモノト思ヒマスル、デ其ノ事ニ付キマシテ、今回ノ改正ニ觸レテモ考へ得ラレマスルコトハ、保險金額ノ増加ト云フ點デアリマスルガ、是ハ昨日政府委員ノ御答辯ノ中ニモアリマシタ民間ノ事業ニモ、今迄ヨリモ幾分カ多クノ影響ヲ及ボスコトニアルデアラウト云フコトデハアリマスガ、ドウモゾレハ已ムヲ得ナイコトデハアリマスガ、ソコニ運用上ノ御注意ヲ願ヒタイノデアリマス、サウシテ其ノ事ニ關係シテ特ニ申上ゲタイノハ、昨日黒田委員カラ御質問ニナッタコトデアリマスガ、法律ニ於キマシテハ、被保險者ガ同人デアリマシテ、之ガ爲ニ數箇ノ保険契約ヲ併セ爲シタル場合ニ於テハ動モスレバ、或ハ屢々此ノ制限ヲ破ッタ實例ガアルヤウデアリマス、是ハ簡易生命保険ノ事務當局ニ於テハ分リ惡イコトニアリマセウ、分レバ修正スルト云フ政府委員ノ御答辯デアリマス、ソレハ無論サウデアリマセウ、併シナガラ終始終ニ分ラズニシマウト云フ場合ガアリ得ルト云フコトデアリマス、相當ニ注意シテ居ツテモ分ラナイナラバ已ムヲ得ナイト云フコトニアリマス、ドウカソコニハ然デアリマスルガ、世間ノ實際ヲ見マスルト、各郵便局ノ局員ガ加入ヲ募集デアリマス、是モ相當ナ方法ニ於テスベキコトハ當ニ頗ル熱心デアリマス、時ニハ度外レニ熱

心ト思ハレルヤウナ場合ニモ出會ヒマス、私ノ家デハモウ是レノ契約ヲシテ居リマスルカラソレデ結構ダト思ヒマスル、ト云フヤウナ挨拶ラシマシテモ、斯ンナ構ヘノ家ニ住マツテ居ツテソレバカリノ契約デドウスルノカト云フヤウナコトヲ以テ報ヒラレマシテ、頻リニ加入ヲ募集サレテ居ルト云フヤウナコトヲ認ヌルノデアリマス、卅間デハ其ノコトノ弊ヲ感じテ居リマス、ソレデ中ニハ惡口ヲ云フ人ガアリマシテ、アレハ矢張リ郵便局ノ局員ガ新規ノ契約ヲ作レバソレダケ歩合金ガ貰ヘルノダト云フヤウナコトヲ申シマス、私ハサウ云フヤウナコトヲ聞キマスト立チドコロニ否定致シマスト作ル、其ノ契約高ガ何圓ニナッタシテ、ソンナコトハ決シテナイト思フ、併シナガラ恐ラクハ各郵便局ニ於テ毎年新規ノ契約ヲ作ル、其ノ契約高ガ何圓ニナッタト云フコトガママア其ノ局ノ誇リデアル、又其ノ局ノ成績デアル、斯クシテ其ノ局ノ局長、局員ニ對スル年末賞與ナドニ於テハ部門内ノ首腦者ニ於テ多少ノ手心ヲ用ヒルコトハアルカモ知レヌト云フヤウナコトヲ私申スノデアリマスガ、マア是ハ唯世間デサウ云フコトヲ話シテ居ルト云フダケデアリマス、世間デハ簡易生命保険ノ募集ガ餘ニ熱烈デアルト云フコトニ遺憾ノ意ヲ感じテ居ルト思ヒマス、ソレハ取りモ直サズ民間ノ保険事業ヲ直接ニ壓迫スルト云フコトニナル譯デアリマス、民間ノ保険會社ノ方カラ申シマスト、ドウモ簡易生命保険ニハ敵ヒマセヌ、全國ニ何萬ト云フ代理店ヲ持テ居ルノデスカラ……即チ郵便局ノコトデアリマスカラ、此ノ度ノ法律ノ改正ニ依リマシテ、簡易生命保険事業ノ發展ヲ期シテ居ル

ト云フコトハ宜シイノデアリマスガ、之ニ
伴ツテ民間ノ保険事業ヲ不當ニ壓迫シナイ
ヤウニト云フコトヲ、政府當局ニ於テ深甚
ナル考慮ヲ拂ハレタイト云フコトヲ私ハ希
望スルノデアリマス、サウ云フ意嚮ヲ以チ
マシテ此ノ改正法律案ニ私ハ賛成致シマス
○委員長(伯爵橋本實斐君) 他ニ御發言ゴ
ザイマセヌカ——御發言モナイヤウデアリ
マス、御異議ガナケレバ之ヲ以テ簡易生命
保險法中改正法律案ノ討論ヲ打切りタイト
存ジマス、此ノ際御諸リ致シマスガ、御異
議ガナケレバ先づ大藏省關係ノ三案ニ付キ
マシテ採決ヲ致シタイト思ヒマス、御異議
ゴザイマセヌカ——ソレデハ國民貯蓄組合
法中改正法律案外二件ノ大藏省所管ノ法律
案ニ付キマシテ採決ヲ致シマス、政府提出
ノ三案ハ原案通り可決スペキモノト決定シ
テ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵橋本實斐君) 然ラバ政府原
案通り改正スペキモノト決定致シマシタ、
之ヲ以テ本特別委員會ノ任務ヲ終了致シマ
シタ、昨日來熱心ナル各員ノ御勉強ニ依リ
マシテ、無事今日何レモ原案通り可決ニ到
達致シマシタコトハ、此ノ際私カラ厚ク謝
意ヲ表明シタイト存ジマス、之ヲ以テ本委
員會ハ散會致シマス

午前十時三十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵橋本 實斐君
副委員長 男爵西 酉乙君
公爵一條 實孝君
子爵大河内輝耕君
子爵大岡 忠綱君
田口 恭一君
村上 弼一君

國務大臣 男爵益田 太郎君
黑田 英雄君
竹下 豊次君
栗林 德一君
厚生大臣 小泉 親彦君
大藏次官 谷口 恒二君
大藏省主税局長 田中 豊君
大藏省會社部長 池田 勇人君
同 氏家 武君
國民貯蓄獎勵局次長 平田敬一郎君
遞信省管理局長 景山 準吉君
保險院長官 樋貝 詮三君
保險院簡易保險局長 前田 穂君

情ニ在ル者ヲ含ム)、被保險者ノ子、
父、母、孫、祖父、祖母及兄弟姊妹ニ
シテ被保險者ノ死亡當時之ト同一戸
籍内ニ在ル者、被保險者ノ戸主並ニ
被保險者ノ死亡當時被保險者ノ扶助
ニ依リ生計ヲ維持シタル親族トスル

コト
(二)順位
(1) 保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ順位
ハ前項ニ掲タル順序ニ依ルコト
(2) 直系卑屬數人アルトキハ其ノ順位
ハ被保險者ヲ被相續人トシタル家
督相續ノ順位ニ依ルコト
(3) 兄弟姉妹數人アルトキハ其ノ順
位ニ付民法第九百七十條ノ規定ヲ
準用スルコト

〔参照〕

簡易生命保險令中改正勅令案要綱
スペキモノト決定致シマシタ、
之ヲ以テ本特別委員會ノ任務ヲ終了致シマ
シタ、昨日來熱心ナル各員ノ御勉強ニ依リ
マシテ、無事今日何レモ原案通り可決ニ到
達致シマシタコトハ、此ノ際私カラ厚ク謝
意ヲ表明シタイト存ジマス、之ヲ以テ本委
員會ハ散會致シマス

簡易生命保險法第九條ノ規定ニ依ル保險
金受取人ノ範圍及順位ヲ左ノ通法定ス

(一) 遺族ノ範圍

遺族ハ被保險者ノ配偶者(届出ヲ爲
ササルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事

昭和十七年一月二十四日印刷

昭和十七年一月二十五日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十九回
貴族院

國民貯蓄組合法中改正法律案特別委員會議事速記録第一號附錄

(昭、一七、一、一三)

國民貯蓄組合法施行規則案

〔註 本參照ハ第二號末尾體易生
命令ノ次ニ掲載スベキモノナリ〕
税務代理士法案關係命令案要綱

法案第一條關係

命令ヲ以テ定ムル租稅ハ臨時利得稅、
相續稅等トスルコト

法案第二條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第四條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第五條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第六條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第七條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第八條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第九條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第十條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

法案第十一條關係

命令ヲ以テ定ムル市ハ東京市、大阪市、
京都市、横濱市、神戸市及名古屋市ト
ノトスルコト

法案第十二條關係

命令ヲ以テ定ムル市ハ東京市、大阪市、
京都市、横濱市、神戸市及名古屋市ト
ノトスルコト

第一 社債等登錄法ノ勅令內容
日本興業銀行、日本勸業銀行ノ外社債
募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附
社債信託法ニ依ル受託會社中ヨリ適當
ナル者ヲ指定スルモノトスルコト

第二 登錄機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
登錄事務ノ取次ヲ爲サシムル爲代理店
ヲ設置シ得ルモノトスルコト

第三 登錄機關ハ社債登錄簿及其ノ副本
ヲ備置キ一定期間之ヲ保存スルコトヲ
要スルモノトスルコト

第四 登錄ヲ爲シタル社債ノ移轉ノ登錄
又ハ登錄ノ抹消ハ元金償還又ハ利子支
拂ノ期日前一定期間之ヲ請求スルコト
ヲ得ザルモノトスルコト

第五 登錄機關ハ登錄ヲ爲シタル社債ニ
付登錄證ヲ交付スルモノトスルコト

第六 登錄ヲ爲シタル無記名社債ノ社債
權者ハ社債權者集會ニ於テ議決權ヲ行
使スル等ノ場合ニ於テハ登錄證ヲ以
テ債券ニ代へ得ルモノトスルコト

第七 登錄ヲ爲シタル社債ヲ償還又ハ銷
却シタルトキハ社債發行者ハ之ヲ登錄
機關ニ通知シ、登錄機關ハ當該社債ノ
登錄ヲ抹消スルモノトスルコト

第八 登錄機關無記名社債ノ登錄又ハ抹
消ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ登錄又ハ抹消ノ事實
ヲ社債原簿ニ記載スルモノトスルコト

第九 登錄機關記名社債ノ登錄又ハ抹消
ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ其ノ旨ヲ社債原簿ニ
記載スルモノトスルコト

第十 登錄機關ハ一定ノ手數料ヲ徵シ得
ルモノトスルコト

第十一 社債權者其ノ他ノ利害關係人ハ
社債登錄簿ノ閲覽又ハ謄本若ハ抄本ノ
交付ヲ請求シ得ルモノトスルコト

第十二 社債等登錄法第十條ノ規定ニ依
リ當該官吏ヲシテ検査セシムル場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ攜帶セシ
ムルモノトスルコト

第十三 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ
ノ發行スルモノ

第十四 特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人
ノ發行スルモノ

第十五 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ
ノ範圍ハ守衛、小使其ノ他勞働ニ從事
スル者ヲ除キタル職員トスルコト

第十六 外國ニ於テ發行シタル社債ニハ社債等
登錄法ヲ適用セザルモノトスルコト

第十七 社債等登錄法第十四條ノ命令
滿洲國國債又ハ満洲國法人ノ社債ニハ
社債等登錄法ヲ準用スルモノトスルコト

ト

昭和十七年一月二十七日印刷

昭和十七年一月二十七日發行

貴族院
事務局

印刷者
内閣印刷局